

IFRSと日本基準の主要な会計基準差異 (金融商品:ヘッジ会計)

	日本基準	IFRS
ヘッジ会計	繰延ヘッジ、時価ヘッジ、子会社持分に係るヘッジが認められる。特例として、金利スワップの特例処理や為替予約の振当処理が認められる	<p>【現行;IAS39】 公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、在外営業活動体に対する純投資ヘッジについてヘッジ会計が認められる。金利スワップの特例処理や為替予約の振当処理が認められない</p> <p>【改訂:IFRS9】注:適用時期について「金融商品の分類・測定」参照 ヘッジ会計をリスク管理に密接に協調させるための改訂を行っている。ヘッジの手法としては、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、在外営業活動体に対する純投資ヘッジがある。詳細はP63「6.2 IFRS第9号 金融商品(ヘッジ会計)の概要」参照。</p>

IFRSと日本基準の主要な会計基準差異 (金融商品:その他)

	日本基準	IFRS
金融資産の認識中止要件(オフバランス化)	財務構成要素アプローチ	リスク経済価値アプローチ等
非上場株式の評価	取得原価	<p>【現行:IAS39】 原則として公正価値。信頼性をもって測定できない場合は取得原価により評価</p> <p>【改訂:IFRS9】注:適用時期について「金融商品の分類・測定」参照 原則として公正価値。限定的な場合には取得原価が公正価値の最善の見積りとなり得るとしている。取得原価が公正価値を表さないことを示すケースのガイダンスあり (また、非上場株式のFV測定に関するIFRS13「公正価値測定」に付属する教育マテリアルあり)</p>
優先株式(発行者側)	資本	一定の場合、負債として区分される可能性あり
転換社債型新株予約権付社債・新株予約権付社債(発行者側)	負債に計上する一括法と、負債と純資産に計上する区分法がある	条件により、社債部分は負債、転換権部分やワラント部分は資本に計上
株式交付費	原則費用処理、繰延資産計上も容認される	資本から直接控除